

福岡医発第2295号(保)

平成16年 3月29日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 関 原 敬次郎小児科外来診療料届出医療機関における初診料の自己負担相当額
の費用の取扱いについて

乳幼児医療制度における「小児科外来診療料」算定の場合の初診時の患者負担の取扱いについては、出来高制度において算定する初診料（各種加算点数を含む）を算定基礎としていますが、本年4月1日実施の診療報酬改定において、初診料及び初診時の乳幼児の時間外加算が引き上げられたことに伴い、初診における患者負担額の算定基礎を下記のとおりいたしますので、会員各位へ周知方よろしくお願い申し上げます。

記

1. 通常（時間内）診療の場合

①初診料相当（診療所274点、病院255点）

②乳幼児加算相当（72点）

③乳幼児育児栄養指導加算相当（130点）⇒算定要件を満たした場合

$$\text{自己負担分相当額} = (\text{①} + \text{②} + \text{③}) \times 10 \text{円} \times 2 \text{割（保険給付自己負担割合）}$$

※小児科外来診療料届出診療所における例

$$(274 \text{点} + 72 \text{点} + 130 \text{点}) \times 10 \text{円} \times 0.2 = 95.2 \text{円}$$
$$\text{窓口での徴収額} = 95.0 \text{円}$$

2. 時間外等診療（④時間外加算、⑤休日加算、⑥深夜加算、⑦紹介患者加算）の場合

①初診料相当（診療所274点、病院255点）

②乳幼児加算相当（115点）（時間外加算、休日加算、深夜加算の算定がなく、紹介患者加算の場合は、72点）

③乳幼児育児栄養指導加算相当（130点）⇒算定要件を満たした場合

$$\text{自己負担分相当額} = (\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} \sim \text{⑦の該当する加算}) \times 10 \text{円} \times 2 \text{割（保険給付自己負担割合）}$$